

外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業
実施団体公募要領

平成 27 年 3 月
厚生労働省医政局

外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業実施団体公募要領

1. 総則

我が国の在留外国人は約206.6万人、(平成25年)訪日外国人も1341.4万人(平成26年)と増加し日本の医療を受ける機会も増加しています。しかしながら、外国人の方からは、日本の生活環境の不満として、外国語の通じる病院・医師が不足している声が多く聞かれます。また、医療機関側の意見として受診の際に言葉が通じないことへの不安を訴える外国人が多く、勤務する職員等も「問診の正確性が下がり、的確な診断・治療を施せない」「治療方針や入院に際しての注意事項等が伝えられない」など、医療の質の低下を懸念する声が多い状況です。これらのことを背景に、厚生労働省では、既に「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」を整備し、外国人患者の円滑な受入を図るための施策を推進しているところですが、「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」などを受け、「外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策も着実に推進する」取組を進めていく必要があります。

今般、平成24年度より実施中の外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)推進事業について、平成27年度において実施する団体(以下、「実施団体」という。)を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成27年度政府予算案に基づき、予算成立前に行っております。予算成立後、事業内容や実施時期等に変更が生じる場合があることをご承知おきください。

※ JMIPの詳細は(<http://jmip.jme.or.jp/>)にて参照すること。

2. 事業目的

認証制度の推進事業を行うことにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることを目指します。

3. 事業内容(カッコ内は平成24年度～平成26年度までの活動実績)

(1) 既に外国人患者受入の実績を有する主な病院の状況の調査及び当該病院を複数回利用している者のニーズ等を把握する。

(平成24年	セミナーの開催2回(東京、大阪))
	平成25年	ワークショップの開催4回(東京、大阪、名古屋、福岡)	
	平成26年	シンポジウムの開催(東京)、セミナーの開催(東京)	

(2) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度の認証前後での医療機関の変化についての調査を実施する。

(平成24年	医療機関向け意識調査を実施(161医療機関))
	平成25年	外国人向け1回	
	平成26年	医療機関向け意識調査を実施(800医療機関)	

- (3) 認証病院についてのデータベースの構築及び国内外への情報発信を行う。
- | | |
|--------|-----------|
| 平成24年度 | 医学系雑誌への掲載 |
| 平成25年度 | 医学系雑誌への掲載 |
| 平成26年度 | 医学系雑誌への掲載 |

- (4) 受診予定の医療機関向けの講習会を実施する。
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 平成24年度 | 学会等への出展7回、個別講習会20回) |
| 平成25年度 | 学会等への出展3回、集合型講習会2回、個別講習会65回 |
| 平成26年度 | 学会等への出展4回、集合型講習会2回、
個別講習会45回以上実施予定 |

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

4. 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- (1) 継続的に認証制度推進事業を運用することができること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

5. 事業期間

事業期間は、別に定める日から平成28年3月31日とします。

6. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「4. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

- ① 形式評価
 - ・ 応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。
- ② 書面評価
 - ・ 提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。
- ③ ヒアリング
 - ・ 必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。
 - ・ なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。
- ④ 最終評価
 - ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか（受審医療機関・外国人患者にとって利用価値の高い認証制度として整備されることが期待できるか）。
- ⑤ 認証制度運用開始後も安定的かつ効果的に制度を運用できるか（経験・能力・体制等）。

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることとなります。

7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、7,073千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、人件費（職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（これら費用に関するもの）に限ります。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。様式は任意ですが、記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制（有識者の検討会含む）

- ② 27年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③ 事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業（あれば）の概要説明
- ⑤ 28年度以降制度運用開始後の実施体制、受審医療機関の費用負担概算額

(2) 応募方法

① 提出期間

平成27年3月30日（月）から平成27年4月24日（金）18時（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

郵送の場合、封筒の宛名面には、「外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業」と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課

Tel：03-5253-1111（内線4103）

Fax：03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類をAについては8部、B～Dについては2部提出ください。

A. 「外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業企画書」

B. 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料

C. 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）

D. その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(別添1)

外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
人件費				
報償費(謝金)				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
図書購入費				
雑役務費				
使用料及び賃借料				
委託料				

※ 上記区分に加え、制度の検討・設計、システム整備など事業実施内容ごとの費用が分かる資料も添付すること。

(参考)

外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱（案）

平成24年4月5日制定医政発0405第22号

平成27年〇月〇日一部改正

1 目的

本事業は、国際医療交流を推進する観点から、外国人患者の受入実績を有する病院等の状況等調査や外国人患者受入に資する医療機関認証制度の認証病院について情報発信することで、その質の向上や制度の周知・浸透を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、厚生労働大臣が認める者とする。

3 事業内容

- (1) 既に外国人患者受入の実績を有する主な病院の状況の調査及び当該病院を複数回利用している者のニーズ等を把握する。
 - (2) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度の認証前後での医療機関の変化についての調査を実施する。
 - (3) 認証病院についてのデータベースの構築及び国内外への情報発信を行う。
 - (4) 受診予定の医療機関向けの講習会を実施する。
- また、本事業終了後においても、上記取り組みを継続するものとする。